

『環境と公害』と宮本憲一先生

写真は岩波書店から刊行されている『環境と公害』50巻1号。創刊50周年記念インタビューとして「編者顧問・宮本憲一に聞く(上)」が掲載されている。インタビューのなかで下記の2箇所注目したので、一部抜粋して書きとめておいた。



・日本の公害対策基本法は1967年に世界で最初にできました。しかし、この基本法の大きな過ちは、「経済成長と環境保全の調和を図る」という「調和論」にもとづくものであったことです。

もう1つ非常に重要な点は、そのとき放射能汚染に関する基準も入れるべきだと私たちが主張していたことです。国会でもそのように主張されていましたし、政府も法案説明の段階では「放射能汚染被害も公害だ」と言っていました。ただ、すでに原子力基本法ができていて、そこでは「無過失責任」が原則になっており、公害対策基本法では「過失責任」が原則なので、法的に違いがあるという理由で外されてしまいました。しかし、これはインチキです。世論では公害対策基本法も「無過失責任」を原則にしろと言っていたので、公害対策基本法の方を直せばよかったです。公害対策基本法の所管は環境庁ですが、原子力基本法の所管は通産省ですから、放射能汚染被害は「公害」に入れないということになった。その後の環境基本法の制定でも入れないままで、ついに福島原発事故の災害が起こってしまったわけです。

・1969年、「東京都公害防止条例」が制定された。この東京都の条例は「調和論」を捨てることを明確にしたものです。私たちの「公害研究委員会」はこれを全面的に支持しましたが、ものすごい論戦となりました。ちなみに、この美濃部革新都政では、「公害研究委員会」から柴田徳衛さんが東京都企画調整局長として入庁しました。そして東京都公害研究所の所長も、実は私が候補者だったんですが、当時、ちょうど大阪市立大学に移ったばかりだったので断りました。その結果、戒能通孝さんが初代の公害研究所長になられた。この戒能さんが先頭に立って、先の「東京都公害防止条例」を作ったわけです。政府は、これは法律違反だと言って、東京都に公債発行を認めないといった挑戦状を送ってきたりしましたが、屈服しませんでした。その頃、行政法の専門家たちも一致して、東京都が都民の基本的人権を守るために都独自の条例で環境基準を作るとは憲法上認められると主張しました、その後、国にはない基準を地方自治体が独自に設定すること（「横出し」）、あるいは、国よりも厳しい規制を地方自治体が行うこと（「上乘せ」）が認められるようになったわけです。

宮本先生が東京都公害研究所の初代所長の候補者だったとは、初めて知る話であった。もし初代所長になられていたら、私の「人生」も大きく変わっていたであろう。

(2020年7月30日)